

## 佐賀県告示第 21 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和 4 年 2 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の区域
武雄市 北方町 大字大 崎	馬神（JN-422-001） 大崎（JR-422-003）	地滑り	次の図のとおり
多久市 西多久 町大字 板屋及 び武雄 市北方 町大字 大崎	白仁田（JR-422-002）		
武雄市 北方町 大字志 久	大平（JN-422-002） 大峠（JN-422-003） 原田（JN-422-004）		

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県農林水産部農山漁村課、森林整備課、佐賀中部農林事務所、杵藤農林事務所、県土整備部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）